

古物商の皆様へ

令和7年10月1日から

古物営業法施行規則の一部が改正されます！

何が改正されるのですか？

金属盗が増加している情勢を踏まえ、取引時に、取引金額にかかわらず相手方の確認と、取引の記録を免除できない古物が追加されます。

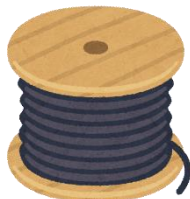
(現在対象のもの)

- ・オートバイ（これらの部分品を含む）
- ・コンピューターゲームソフト
- ・CD・DVD類
- ・書籍



(新しく追加されるもの)

・電線



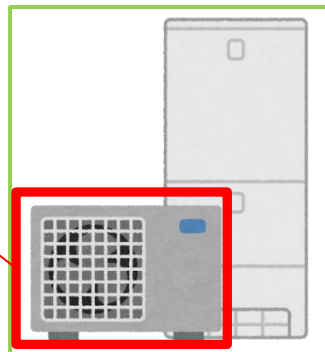
・グレーチング
(金属製のものに限り)



・エアコンディショナーの室外ユニットおよび電気温水機器のヒートポンプ



ヒートポンプ



電気温水機器

施行後はどう変わりますか？

令和7年10月1日の施行後に上記古物を買受ける際には、

○相手方の確認

○取引の記録

が必要になります。

対応を

お忘れなく！



ご不明な点がある場合は、岡山県警察本部生活安全企画課
または警察署へお問い合わせください

岡山県警察本部